



大学などへの進学のため、他市区町村への転出が決まったら

☎ 住民課 932-1467(ダイヤルイン)
932-1151(内線117)

須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により、須恵町から他市区町村に住民票を移す場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

学生用保険証とは？

須恵町に住所のない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証が使えず、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。

ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。

※注意 学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

発行手続き

転出届の提出前に以下の物をご持参の上、住民課で手続きを行なってください。

- ①学生であることが証明できるもの
在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書
- ②今までの国民健康保険証
- ③マイナンバーおよび免許証など顔写真付き公的身分証明書

学生用保険証をお使いの人へ

既に学生用保険証(右上に㊟がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。

学生用保険証をお持ちで、平成29年に卒業する人がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中旬にお送りします。必要書類をご確認の上、速やかにお手続きください。

国民健康保険
被保険者証 有効期限 平成●年●月●日
記号・番号 01234567
氏名 須恵 花子
生年月日 平成●年●月●日 性別 女
世帯主氏名 須恵 太郎
住所 東京都〇〇区●●●●
所得年月日 平成××年×月×日
交付年月日 平成△△年△月△日
保険者番号 400572 須恵町

学生用被保険者証(右上に㊟の記載があります)



かすやのお宝をぐる～つとめぐるう かすや6町交流キルト&ハンドメイドフェア

☎ 社会教育課 934-0030

キルト作品を鑑賞しながら、かすやのお宝を発見しませんか？

- ▶日時 3月31日(金)～4月2日(日)
アザレアホール須恵 9時～22時
シーメイト 10時～17時
- ▶場所 アザレアホール須恵 ホワイエ
シーメイト(志免町志免451の1)



前期高齢者医療説明会および 後期高齢者医療説明会のお知らせ

☎ 住民課 932-1467(ダイヤルイン)
932-1151(内線115)

前期高齢者医療説明会および後期高齢者医療説明会を次のとおり行います。

- ▶日時 3月24日(金)
前期高齢者医療説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～
- ▶場所 保健センター1階
- ▶対象者

前期高齢者医療説明会(国民健康保険加入者のみ)
昭和22年3月2日～昭和22年4月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和17年4月1日～昭和17年4月31日生まれの人



臨時職員 (環境整備作業員)募集

☎ 都市整備課 932-1450(ダイヤルイン)
932-1151(内線227)

町内の道路補修、草刈清掃などを行う臨時職員を募集します。

- ▶募集職種 環境整備作業員
- ▶応募資格 昭和26年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人
- ▶条件 普通自動車免許証を有し、草刈機が使える、体力に自信がある人
- ▶募集人員 若干名
- ▶勤務時間 8時30分～17時15分
(1時間の昼休憩あり)
- ▶賃金 日給10,500円
- ▶選考方法 書類選考の上、面接を実施
- ▶申込方法 総務課備え付けの須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書を、総務課に提出してください。
- ▶申込期限 3月24日(金)まで

一緒に楽しもう！ワークショップ

- ▶日時 3月31日(金) 4月1日(土)
両日とも①10時～12時②13時～15時
- ▶場所 シーメイトホール
- ▶内容 「あらふしぎ！ たたんでポーチ。」
「スカラップキルトでコースターをつくろう！」
- ▶定員 各回20人(一人1回)
- ▶参加費 300円(キット代)
- ▶申込方法 当日会場にて受付(先着順)

☎…問い合わせ先



今月のポイント
代引き詐欺・
送りつけ商法に
「ご注意ください！」

相談事例

突然、自宅に知らない業者から「30万円の仏像を送ります。3日後に届きますので受け取ってください。」と電話がかかってきた。

注文していないので、業者に「受け取らない。」と言ったが、「自分は電話をするよう指示されただけなので、詳しいことはわからない。上司と話をしてください。」と言われた。

以前にも同じような電話があり、その時は「警察に言うぞー」と言ったら送ってこなかった。もし仏像が送られてきたら、どのように対処したらよいか？

アドバイス

注文もしていないのに送られてきた商品は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しない限り契約は成立しないので、代金を支払う必要はありません。

対策としては、「とにかくきっぱり断ること」と、それでも送りつけられた場合は、「必ず受け取りを拒否すること」が重要です。

業者は連絡先などを名乗らないことがほとんどのため、一度商品を受け取ってしまうと、業者に返金させることは非常に難しいのが現状です。

●特定商取引法では、送りつけ商法により送られてきた商品は、商品が送られてきた日から14日、業者に引き取りを請求した場合は、その日から7日を過ぎれば、保管義務がなくなり、業者は商品の返還義務や代金請求ができなくなり、定められています。その後は、消費者は自由に処分できます。

●ただし、商品の保管期間中に



商品を使用すると、購入を承諾したものとみなされ、代金を支払わなければならない可能性がありますのでご注意ください。

●判断能力の衰えがちな高齢者を狙った、強引な送りつけ商法による被害が多発しています。注文した覚えのない商品が代引配達で届いても、すぐに代金を支払わず、本当に注文したものを確認してから受け取るようにしましょう。

●困ったと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

志免町地域安全安心センター2階に、かすや中南部地区5町(志免町、宇美町、須恵町、粕屋町、篠栗町)が共同運営する「かすや中南部広域消費生活センター」を開設しています。消費生活に関する苦情相談や、多重債務問題に関する相談などをお受けし、解決に向けた助言や情報提供を行います。お気軽にご利用ください。

- ▼開設日 月曜～金曜
(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～12時 13時～15時30分
- ▼場所 志免町志免中央1の10の10
志免町地域安全安心センター2階
- ▼問い合わせ先 ☎936・1594



- ▼須恵町消費生活出張相談窓口
- ▼開設日 第2・第4月曜
(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～12時
- ▼場所 須恵町役場2階
会議室(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先 ☎932・1438

【お願い】
●電話での相談の際は、あらかじめお手元に書類などをご準備の上、ご連絡ください。
●来所相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時調整をしていただくことスムーズにご相談いただけます。

